

令和 6 年 度

市 民 税
県 民 税
森 林 環 境 税

特別徴収のしおり

～特別徴収完全実施へのご理解を！～



山形県上山市

(市町村コード 062073)

— 特別徴収事務についての問い合わせは —

上山市税務課住民税係

上山市河崎一丁目1番10号 (〒999-3192)

電 話 上山 (023) 672-1111 (代表)

内線 131 ~ 134

URL <http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp>

特別徴収事務につきましては、日ごろより深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和6年度の市・県民税および森林環境税の特別徴収事務をお願いいたしますので、このしおりをご覧ください、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、お手数ですが、別添の「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」を各納税者にお渡しして下さるようお願いいたします。

～ 目 次 ～

○ 特別徴収事務及び税額の納入のしかた	P1
○ 納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き	P2
○ 退職所得の分離課税にかかる市・県民税の特別徴収について	P3
○ 納入書及び納入申告書の記載例	P5
○ 税額の計算方法	P6
○ 令和6年度特別徴収税額差引簿	P8
○ 提出書類等	P11～
● 所在地・名称変更届	
● 指定通知書	
● 特別徴収新規該当者届	
● 給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届書	

納入取扱機関

- 山 形 銀 行
- 庄 内 銀 行
- き ら や か 銀 行
- 山 形 信 用 金 庫
- 東 北 労 働 金 庫
- 山 形 農 業 協 同 組 合
- ゆうちょ銀行各支店及び銀行代理業務を行う郵便局(東北6県内)

◇ 東北6県以外のゆうちょ銀行または郵便局を利用される場合は、その利用するゆうちょ銀行に対して指定通知書が必要となりますので、1回目の納入の際にこのつづりにある指定通知書を記入のうえ希望するゆうちょ銀行等に提出してください。



特別徴収事務及び税額の納入のしかた

1 特別徴収とは

納税者の便宜をはかるため、地方税法並びに市税条例の規定により、1年間の税額を12回（6月から翌年5月まで）に分けて、毎月の給与から差し引いて、事業所ごとに一括して納めていただく制度です。

2 特別徴収される人

令和6年1月1日現在上山市に住所を有し、令和5年中に給与の支払いを受け、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている人をいいます。

3 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収する義務がある事業所で、市税条例の規定により指定された事業所をいいます。

4 税額通知書について

(1) 特別徴収税額の通知書は「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」があります。「納税義務者用」は各納税者にお渡し願います。
電子通知をご希望の場合は、eTAXでお申し出ください。
この場合、書面での通知は送付いたしません。

(2) 年税額が6,000円以下の方については、1回目（6月分）で全額を納入していただくようになります。

5 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日（その日が祝日又は休日もしくは土曜日のときはその翌日またはその翌々日）です。

6 納入方法

(1) 各納税者から徴収された月割額の合計額を同封してある「納入書」によって、表紙裏面の納入取扱機関に納入してください。

(2) 退職者の一括徴収の場合

退職などにより一括徴収された残税額は、他の給与所得者にかかる特別徴収税額とあわせて納入いただくことになります。

この納入税額は、納入書の「給与分」税額欄に他の在職者の月割額と合計して記入することになりますので注意してください。

7 納期限後納入にかかる延滞金及び督促手数料

納期限後に納付する場合は税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合（※）に年7.3%を加算（ただし、納期限の1ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に1.0%を加算）した割合で延滞金が徴収されます。また、督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納しない時は滞納処分を受けることになります。

なお、督促手数料は1通について100円です。

（※）延滞金特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定金利の当該年の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1.0%を加算した割合。

8 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に、税額を変更する必要があるときは、税額変更通知書をお送りします。

この場合「納税義務者用」は納税者に直ちに交付してください。

9 納期の特例制度

給与を支払っている従業員が常時10人未満の事業所では、特別徴収税額の納期の特例を受けることができます。

納期の特例は年2回、半年ごとにまとめて納入する制度です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き

異動があった場合は、すみやかに異動届出書を提出してください。

(届出が遅れたり、提出のない場合は督促状や催告状が出ることがあります。)

1. 退職等の場合

退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に退職した人の住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動事由等を記入して提出してください。

なお、給与から徴収できなくなった税額の納入方法には、次の2つがあります。

(1) 退職者の一括徴収

特別徴収税額のある給与所得者が退職し、次に該当するときは特別徴収税額について、退職金などが支払われた際に一度に特別徴収義務者において徴収し納税していただくことができます。

① 退職の日が令和6年6月1日から12月31日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未納額は納税者と話し合いのうえ、一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて当月分と同時に納入してください。

② 退職の日が令和7年1月1日以降の場合

その事由が発生した翌月以降の未納額を納税者の申し出がなくても必ず一括徴収し、当月分と同時に納入してください。

※ 注 意 点

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「一括徴収」欄に給与又は退職手当等の徴収予定月日、徴収予定額、納入月分を記入してください。

(2) 退職者の普通徴収

(1)の①の場合で一括徴収ができないときは、納税通知書を本人に送付し、納税者から残税額を直接納入していただきます。

2. 転勤の場合

勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収されることを納税者が希望した時には、特別徴収を継続いたします。必ず新しい勤務先へ連絡し、その上で新たに給与等の支払いをすることになった勤務先の名称と所在地、法人番号(個人事業主の場合は不要)および何月分から徴収していただくことになるか、その他必要な事項を記入した「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を税務課まで至急提出してください。

3. 通知書の発送

毎月20日までに受付した異動届については、その月の末日に変更通知書を発送します。

4. その他

※ 非課税者についても異動がありましたら異動届出書の提出をお願いします。

※ 特別徴収義務者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を忘れずに記入してください。



退職所得の分離課税にかかる市・県民税の特別徴収について

退職所得に対する市・県民税所得割（分離課税）納入については、所得税と同じように、退職手当を支給するとき、その額により市県民税額を計算し、それを差し引いて納入していただくことになります。

その場合、納入書裏面の納入申告書に該当事項を記入し、当月分といっしょに納入してください。

1. 分離課税にかかる所得割の納税義務者

退職所得等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、本市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

2. 退職所得割額の求め方

退職手当等の収入金額から勤続年数に応ずる退職所得控除額を差し引いた金額に、分離課税に係る所得割の税率を乗じて算出します。（内容につきましては「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を参照してください。）

※総務省のホームページからも内容が確認できます。

<http://soumu.go.jp>

3. 退職所得控除額

ア 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数

（80万円に満たないときは80万円）

イ 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

なお、本人が障害者になったことにより退職した場合は、控除額がさらに100万円加算されます。

4. 退職支払金額等の追給について

退職所得に係る市・県民税額を納付した後、退職支払金額、勤続年数等に変更（追給など）があった場合の取扱いについては、税務課にご相談ください。

所在地・名称変更届

社名変更、住所変更などがあった場合は、直ちに提出してください。
合併による名称変更は、指定番号が変更することがあります。

特別徴収新規該当者届

1月1日以降新たに特別徴収を希望する方について提出してください。

引去予定月は事業所で引き去りが可能な月を記入してください。

ただし、新規該当者届が月の20日までに提出なった分についてはその月の末日で通知になりますが、20日を過ぎれば翌月の通知になります。

なお、普通徴収で納入している分がないかを本人に必ず確認してください。

そ の 他

1、納税者が税額通知書の記載事項に不服がある場合は、その通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2、休業、解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合は、異動届出書を提出してください。

3、特別徴収税額通知書や納入書等に記入された指定番号は、あなたの事業所を表示したものです。

上山市に提出された書類には、必要事項の記入とともに必ずこの番号を記入してください。

4、「納入書」用紙は余分にありますが、必要な場合はご連絡ください。

5、「給与所得者異動届出書」は5部組で綴ってありますが、不足した場合コピーまたは上山市ホームページよりダウンロードしてください。

6、市・県民税および森林環境税は令和6年1月1日現在上山市に住んでいる方に課税しています。それ以降市外へ転出された方でも令和6年度(令和7年5月まで)は上山市へ納めてください。

7、このつづりにある「特別徴収税額差引簿」については、記載例を参照のうえ、納入する税額の整理に使用してください。

8、「給与所得者異動届出書」マイナンバーの記載が必要となりますのでご注意ください。



納入書及び納入申告書の記載例

(表面)

山形県上山市 市民税・県民税 領収証書④		
市区町村コード	口座番号	加入者名
062073	02200-2-960212	上山市
月別 令和6年6月分	納入金額(1) 077777	納入金額(2) 78,500
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。	納入 金額 (1) 73,500 退職 所得分 44,700 延滞金 督促 手数料 合計額 118,200	納入 金額 (2) 78,500 退職 所得分 44,700 延滞金 督促 手数料 合計額 118,200
(特別徴収義務者) 住所 〒999-3145 又は 山形県上山市 所在地 河崎一丁目1番10号 氏名 上山企画株式会社 名称		426-00407077 領収日付印 様
上記のとおり徴収しました。(納入者保存)		

※切り取らないで大切に保管してください。

山形県上山市 市民税・県民税 納入書④		
市区町村コード	口座番号	加入者名
062073	02200-2-960212	上山市
月別 令和6年6月分	納入金額(1) 077777	納入金額(2) 78,500
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。	納入 金額 (1) 73,500 退職 所得分 44,700 延滞金 督促 手数料 合計額 118,200	納入 金額 (2) 78,500 退職 所得分 44,700 延滞金 督促 手数料 合計額 118,200
(特別徴収義務者) 住所 〒999-3145 又は 山形県上山市 所在地 河崎一丁目1番10号 氏名 上山企画株式会社 名称		426-00407077 領収日付印 様
上記のとおり納入します。(金融機関保管)		

※切り取らないで大切に保管してください。

山形県上山市 市民税・県民税 納入済通知書④		
市区町村コード	口座番号	加入者名
062073	02200-2-960212	上山市
月別 令和6年6月分	納入金額(1) 077777	納入金額(2) 78,500
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。	納入 金額 (1) 73,500 退職 所得分 44,700 延滞金 督促 手数料 合計額 118,200	納入 金額 (2) 78,500 退職 所得分 44,700 延滞金 督促 手数料 合計額 118,200
(特別徴収義務者) 住所 〒999-3145 又は 山形県上山市 所在地 河崎一丁目1番10号 氏名 上山企画株式会社 名称		426-00407077 領収日付印 様
上記のとおり納入済みです。(納入者保存)		

納入済通知書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。

(裏面)

山形県上山市 市民税・県民税 納入申告書		
上山市長様		
令和6年7月8日提出		
退職所得等支払金額	令和6年6月分	人員 1人
特別徴収額	市民税	26,800
県民税	17,900	
地方税法第50条の5及び第32条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。		
(特別徴収義務者) 住所又は 〒999-3145 所在地 山形県上山市河崎一丁目1番10号 氏名又は 上山企画株式会社 名称 法人又は 0123456789102 個人番号		(受付印)

納入書は、5月に特別徴収税額の通知書をお送りする際に同封しますので、次のことにご留意のうえ、記入、納入願います。

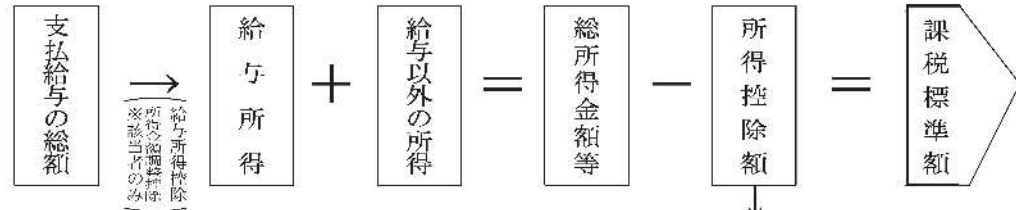
- 1 「納入済通知書④」には、納付年、月分及び指定番号を記入してください。
- 2 納入金額(1)の金額に変更がなければ、納入金額(2)の欄には何も記入しないでください。
- 3 納入金額(1)の金額に変更がある場合は、上記記載例のように納入金額(1)の欄の金額を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

※年度途中で税額の変更がある場合でも、改めて納入書は送付いたしません。

4 その他

- ①納入書は、汚したり折り曲げたりしないでください。
- ②納入金額(2)の欄に記入する場合は、数字は枠内におさまるようにいねいに記入してください。

税額の計算方法



市民税及び県民税の税額は

(1)均等割額と所得割額の合計額です。

(2)所得割額は、前年の所得金額を基礎として計算されます。

わかりやすく図で説明しますと右図のようになります。

ただし、分離譲渡所得や山林所得、その他特殊な税額計算が行われる人は、別の計算方法により算出されていますので、わからない点がございましたら税務課へお問い合わせください。

市・県民税非課税の範囲

① 次に該当する方は、市・県民税が課税されません。
イ、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

ロ、障害者、未成年者（平成18年1月3日以降生まれ）、寡婦、ひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

② 次に該当する方は、市・県民税の均等割が課税されません。

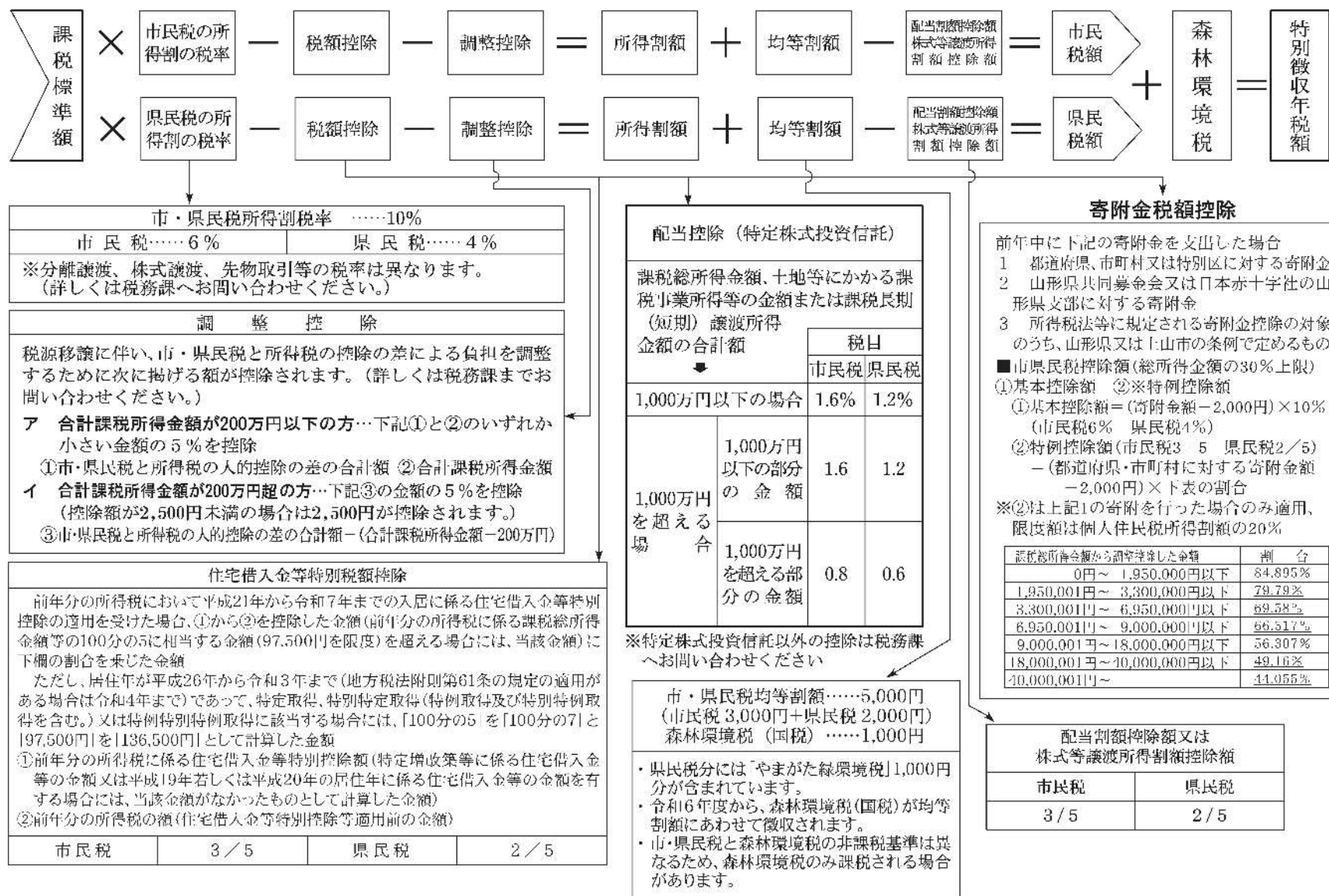
合計所得金額が条例で定める所得〔28万円×(扶養親族数+1)+10万円+加算額17万円〕以下の場合（加算額は扶養親族を有する場合のみ加算）

③ 次に該当する方は、市・県民税の所得割が課税されません。

総所得金額等の金額が〔35万円×(扶養親族+1)+10万円+加算額32万円〕以下の場合（加算額は扶養親族を有する場合のみ加算）

※扶養親族数には16歳未満の扶養家族を含みます。

所得控除額の基準表				
雑損控除額	損害金額－保険金などで補てんされる金額＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれが多い方の金額 ①Aの金額－（総所得金額等の合計額×10%） ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	寡婦控除額	夫と離婚した後婚姻していない者のうち、子以外の扶養親族を有する者で、前年の合計所得金額が500万円以下であり事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者又は、夫と死別・生死不明者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者	260,000円
医療費控除額	医療費の実負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合 特定一般医療品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）	ひとり親控除額	婚姻及び性別に関わらず親に婚姻をしていない者で、生計を一にする子（他の者の扶養親族である者以外）の総所得金額等の額が48万円以下の者がおり受給者の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者	300,000円
社会保険料控除額	支払った額または給与から控除された社会保険料の合計額	障害者控除額	普通障害者 特別障害者 同居特別障害者	260,000円 300,000円 530,000円
小規模企業共済等掛金控除額	支払った第一種共済掛金、企業型年金・個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額	勤労学生控除額	給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の者	260,000円
生命保険料控除額	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料各々について下記に計算した額の合計（限度額70,000円）	配偶者控除額	一般控除対象配偶者 老人控除対象配偶者（昭和29.1.1以前生）	早見表参照
	新契約 12,000円以下 全額 12,000円超32,000円以下 支払金額×1/2 32,000円超56,000円以下 支払金額×1/4 56,000円超 28,000円	配偶者特別控除額	納税者本人の合計所得金額1千万円未満の場合、市県を同じくする配偶者の所得金額に応じ控除（早見表参照）	
	旧契約 15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 支払金額×1/2 40,000円超70,000円以下 支払金額×1/4 70,000円超 35,000円	扶養控除額	一般扶養親族（S29.1.2～H13.1.1生） 老人扶養親族（S29.1.1以前生） 特定扶養親族（H13.1.2～H17.1.1生） 同居老親等扶養親族	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円
地震保険料控除額	※一般生命保険料、個人年金保険料について新契約と旧契約の双方の控除を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式で計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	基礎控除額	合計所得金額が200万円以下 合計所得金額が200万円超400万円以下 合計所得金額が400万円超450万円以下 合計所得金額が450万円超2,500万円以下 合計所得金額が2,500万円超	130,000円 290,000円 150,000円 0円
	次の①・②の合計額（最高限度額25,000円） ①地震保険料…限度額25,000円（支払金額×1/2） ②旧長期保険料…限度額10,000円 (イ) 5,000円以下 全額 (ロ) 5,000円超15,000円以下 支払金額×1/2 (ハ) 15,000円超 10,000円	【配偶者控除・配偶者特別控除 早見表】		
		市・県民税の控除額 納税者の合計所得		
		配偶者の合計所得金額		
		900万円以下	950万円以下	950万円超
		以下	以下	以下
配偶者控除	70万円未満	48万円以下	33万円	22万円
	70万円超	48万円以下	33万円	22万円
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	29万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
		33万円超	0円	0円



《記載例》

令和6年度市県民税特別徴収税額差引簿

月 口	年 税 額	月 割 額												異動者氏名事由等
		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
当初	463,700	39,100	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	特別徴収税額通知書から記入
8/20	△ 18,000				△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	上山太郎 退職により減
9/25	7,400					1,100	900	900	900	900	900	900	900	山形次郎 税額変更通知による増分
10/29	△ 17,500						△2,500	△2,500	△2,500	△2,500	△2,500	△2,500	△2,500	山田三郎 転勤により減
2/25										18,000	△6,000	△6,000	△6,000	上山次郎 退職により一括徴収
納 付 額		39,100	38,600	38,600	36,600	37,700	35,000	35,000	35,000	53,000	29,000	29,000	29,000	
納 付 月 口		7/10	8/13	9/10	10/10	11/11	12/10	1/10	2/10	3/10	4/10	5/12	6/10	

令和6年度市県民税特別徴収税額差引簿

[illegible]

令和6年度市県民税特別徴収税額差引簿

[illegible]

所在地・名称変更届 1枚

◎社名変更、住所変更などがあった場合、この変更届を提出してください。

指定通知書 1枚

◎東北6県以外のゆうちょ銀行及び郵便局で新たに特別徴収額を納入されたい場合、この通知書を希望するゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

特別徴収新規該当者届 2通

◎1月1日以降に新たに就職された従業員について特別徴収を希望する場合は、この届を提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

問い合わせについて
 答える担当者の氏名・
 係・電話番号を記入し
 てください。

令和 年 月 日 上山市長 様	給 与 (特 別 徴 収 義 務 者) 者	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名 称											連絡者の 係・氏名 並 び に 電話番号	係			
		法人番号													氏名		
		代表者の 職氏名印												電話			

●該当する変更理由の□に✓を記入してください。

☐所在地変更
 ☐送付先変更
 ☐名称変更
 ☐法人成り
 ☐個人事業化
 ☐合併・統合
 ☐廃業・解散
 ☐その他

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話	() -	() -
		変更月日 令和 年 月 日

◎ 所在地・名称には必ずフリガナをつけてください。

◎ 個人事業主の場合は、個人番号を記載する必要はありません。

異動のあった事項を変更
 前・変更後ともに記入し
 てください。なお、合併・
 解散等があった場合は、
 その旨記入してください。

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

郵便局長 様

山形県上山市長

公金の取扱について（通知）

貴局を、地方税法第321条の5第4項による特別徴収義務者の払込局に指定いたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

許可番号	貯第2942号
口座番号	02200-2-960212
加入者名	上山市
取りまとめ局	仙台貯金事務センター（〒980-8794）

特別徴収新規該当者届（控用）

										特別徴収義務者指定番号									
令和 年 月 日 上 山 市 長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地													担当者	係			
		フリガナ														氏 名			
		名 称																	
		法人番号																	

次の者について特別徴収を希望するので届出します。

	住 所	氏 名	生 年 月 日	入社月日	普通徴収 納付済額	特別徴収 引去予定月
1		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)
2		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)
3		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)
4		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)

- 普通徴収納付済額
該当者が普通徴収で一部納付している場合に記入してください。
注）納期限が過ぎた分は特別徴収できません。（普通徴収納期限：第1期…7月1日、第2期…9月2日、第3期…10月31日、第4期…令和7年1月31日）
- 特別徴収引去予定月
これから特別徴収するにあたり、引去を開始する月を記入してください。税額通知書は毎月末に発送します。
提出日が月の初日から20日までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収ができます。
別途徴収開始月の相談はご連絡ください。
- 個人事業主の場合は、個人番号を記載する必要はありません。

特別徴収新規該当者届（提出用）

										特別徴収義務者指定番号											
令和 年 月 日 上 山 市 長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地													担当 者	係					
		フリガナ														氏 名					
		名 称																			
		法人番号																	電 話	()	

次の者について特別徴収を希望するので届出します。

	住 所	氏 名	生 年 月 日	入社月日	普通徴収 納付済額	特別徴収 引去予定月
1		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)
2		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)
3		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)
4		フリガナ	昭和・平成 年 月 日	年 月 日	期分まで (円)	月 (月 日納期分)

処 理	宛名番号	地区	世帯番号	指定番号	入力	備考
					/	

給与所得者異動届出書 5組

- ◎ 転勤、退職、休職、(給与を支払わなくなったとき) などにより、給与から市・県民税を差し引けなくなったときは、すみやかにこの異動届出書を提出してください。
異動届の提出がない場合には、督促が出る場合があります。
- ◎ 納税者が退職した場合、退職最後の給与及び退職金等で特別徴収額の未徴収分を一括徴収して納入した場合は、異動届出書の一括徴収の申出の欄に(徴収月日、徴収額、納入月など)を必ず記載して提出してください。なお一括徴収されない場合は、異動届出書が提出され次第、直接本人宛納税通知書を送付しますので、そのことも説明して下さるようお願いします。
なお、翌年1月1日以降に退職があった場合は、必ず一括徴収してください。
- ◎ この用紙が足りない場合は、コピーまたは上山市ホームページよりダウンロードしてください。
- ◎ 給与所得者異動届出書は、感圧紙で2部複写になっています。カーボン紙は不要ですが、必ず下敷きを使用してください。
- ◎ 平成29年1月1日以降に給与の支払いを受けなくなった方の届出についてはマイナンバーの記載が必要となります。

にかかる給与所得者異動届出書（控用）

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号 上山市長様 令和6年11月5日提出		所在地 フリガナ カブシキガイシャ カミノヤマキカフ 氏名又は名称 株式会社 上山企画 個人番号又は法人番号 1234567890123		〒999-3192 上山市河崎1丁目1-1 カブシキガイシャ カミノヤマキカフ 株式会社 上山企画 1234567890123		特別徴収義務者 宛名番号 5000001 所属 経理 氏名 河崎 算美 電話 023-672-1111 内線 (133)									
給与支払者 特別徴収 義務者		フリガナ カミノヤマ カカシ		氏名 上山 かかし		生年月日 昭和60年 1月 1日		個人番号 987654321098		受給者番号 1234		1月1日現在の住所 上山市河崎1000番地		異動後の住所 同上	
給与所得者		特別徴収税額 (年税額) 60,600 円		徴収済額 25,600 円		未徴収税額 (ア) - (イ) 35,000 円		異動日 6年 10月 31日		異動の事由 1. 退職 2. 転居 3. 死亡 4. 支払 5. 合算 6. 減額 7. 不 8. 定 9. 解 10. 職 11. 長 12. 勤 13. 欠 14. 亡 15. 喪 16. 他		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へ連絡してから記入してください。										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を																								
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(おわかりになる場合は、記入してください)										☒ 新規 法 人 番 号										月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう <u>連絡済み</u> です。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)												
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											受給者番号										
	フリガナ												氏 名																					
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											納入書の要否 (新しい場合は記載)	☐ 必要 1. 必要 2. 不要 ☒ 記入								

2. 一括徴収の場合			
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の中出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		月 日	円

左記の 一括徴収した税額は、
 月分（翌月10日納入期限分）で
 納入します。

理 出	3. 普通徴収の場合 - 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の中出がないため - 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため - 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

記載例
退職して普通徴収に切り替える場合

にかかる給与所得者異動届出書（控用）

給与支払報告書 特 別 徴 収										にかかる給与と所得者異動届出書 (控用)										年 度		① 現年度 2. 新年度 3. 前年度						
〒999-3102 山形県上山市河崎一丁目1番10号 上 山 市 長 様 令和 6 年 11 月 5 日 提出										「 給与支払者 」 「 特別徴収 義務者 」		所 在 地		〒999-3192 上山市河崎1丁目1-1										特別徴収義務者 指定番号		5000001		
										フリガナ		カブシキガイシャ カミノヤマキカク										宛 名 番 号						
										氏名又は名称		株式会社 上山企画										担連 当連絡 者先		所 属 氏 名		経 理 河崎 算 美		
										個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										一人1名分の記載に当たっては、 左端を空欄とし右端まで記載		電 話		023-672-1111 内線 (133)		
給 与 所 得 者	フリガナ		カミノヤマ カ カ シ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法							
	氏 名		上 山 か か し																									
	生年月日		昭和60年 1 月 1 日																									
	個人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8																									
	受給者番号		1 2 3 4								60,600 円		6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		6 年 10 月 31 日		1 1. 退職・長 2. 転任・異動 3. 死亡 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 9. 退職 10. 退職 11. 退職 12. 退職 13. 退職 14. 退職 15. 退職 16. 退職 17. 退職 18. 退職 19. 退職 20. 退職 21. 退職 22. 退職 23. 退職 24. 退職 25. 退職 26. 退職 27. 退職 28. 退職 29. 退職 30. 退職 31. 退職 32. 退職 33. 退職 34. 退職 35. 退職 36. 退職 37. 退職 38. 退職 39. 退職 40. 退職 41. 退職 42. 退職 43. 退職 44. 退職 45. 退職 46. 退職 47. 退職 48. 退職 49. 退職 50. 退職 51. 退職 52. 退職 53. 退職 54. 退職 55. 退職 56. 退職 57. 退職 58. 退職 59. 退職 60. 退職 61. 退職 62. 退職 63. 退職 64. 退職 65. 退職 66. 退職 67. 退職 68. 退職 69. 退職 70. 退職 71. 退職 72. 退職 73. 退職 74. 退職 75. 退職 76. 退職 77. 退職 78. 退職 79. 退職 80. 退職 81. 退職 82. 退職 83. 退職 84. 退職 85. 退職 86. 退職 87. 退職 88. 退職 89. 退職 90. 退職 91. 退職 92. 退職 93. 退職 94. 退職 95. 退職 96. 退職 97. 退職 98. 退職 99. 退職 100. 退職 101. 退職 102. 退職 103. 退職 104. 退職 105. 退職 106. 退職 107. 退職 108. 退職 109. 退職 110. 退職 111. 退職 112. 退職 113. 退職 114. 退職 115. 退職 116. 退職 117. 退職 118. 退職 119. 退職 120. 退職 121. 退職 122. 退職 123. 退職 124. 退職 125. 退職 126. 退職 127. 退職 128. 退職 129. 退職 130. 退職 131. 退職 132. 退職 133. 退職 134. 退職 135. 退職 136. 退職 137. 退職 138. 退職 139. 退職 140. 退職 141. 退職 142. 退職 143. 退職 144. 退職 145. 退職 146. 退職 147. 退職 148. 退職 149. 退職 150. 退職 151. 退職 152. 退職 153. 退職 154. 退職 155. 退職 156. 退職 157. 退職 158. 退職 159. 退職 160. 退職 161. 退職 162. 退職 163. 退職 164. 退職 165. 退職 166. 退職 167. 退職 168. 退職 169. 退職 170. 退職 171. 退職 172. 退職 173. 退職 174. 退職 175. 退職 176. 退職 177. 退職 178. 退職 179. 退職 180. 退職 181. 退職 182. 退職 183. 退職 184. 退職 185. 退職 186. 退職 187. 退職 188. 退職 189. 退職 190. 退職 191. 退職 192. 退職 193. 退職 194. 退職 195. 退職 196. 退職 197. 退職 198. 退職 199. 退職 200. 退職 201. 退職 202. 退職 203. 退職 204. 退職 205. 退職 206. 退職 207. 退職 208. 退職 209. 退職 210. 退職 211. 退職 212. 退職 213. 退職 214. 退職 215. 退職 216. 退職 217. 退職 218. 退職 219. 退職 220. 退職 221. 退職 222. 退職 223. 退職 224. 退職 225. 退職 226. 退職 227. 退職 228. 退職 229. 退職 230. 退職 231. 退職 232. 退職 233. 退職 234. 退職 235. 退職 236. 退職 237. 退職 238. 退職 239. 退職 240. 退職 241. 退職 242. 退職 243. 退職 244. 退職 245. 退職 246. 退職 247. 退職 248. 退職 249. 退職 250. 退職 251. 退職 252. 退職 253. 退職 254. 退職 255. 退職 256. 退職 257. 退職 258. 退職 259. 退職 260. 退職 261. 退職 262. 退職 263. 退職 264. 退職 265. 退職 266. 退職 267. 退職 268. 退職 269. 退職 270. 退職 271. 退職 272. 退職 273. 退職 274. 退職 275. 退職 276. 退職 277. 退職 278. 退職 279. 退職 280. 退職 281. 退職 282. 退職 283. 退職 284. 退職 285. 退職 286. 退職 287. 退職 288. 退職 289. 退職 290. 退職 291. 退職 292. 退職 293. 退職 294. 退職 295. 退職 296. 退職 297. 退職 298. 退職 299. 退職 300. 退職 301. 退職 302. 退職 303. 退職 304. 退職 305. 退職 306. 退職 307. 退職 308. 退職 309. 退職 310. 退職 311. 退職 312. 退職 313. 退職 314. 退職 315. 退職 316. 退職 317. 退職 318. 退職 319. 退職 320. 退職 321. 退職 322. 退職 323. 退職 324. 退職 325. 退職 326. 退職 327. 退職 328. 退職 329. 退職 330. 退職 331. 退職 332. 退職 333. 退職 334. 退職 335. 退職 336. 退職 337. 退職 338. 退職 339. 退職 340. 退職 341. 退職 342. 退職 343. 退職 344. 退職 345. 退職 346. 退職 347. 退職 348. 退職 349. 退職 350. 退職 351. 退職 352. 退職 353. 退職 354. 退職 355. 退職 356. 退職 357. 退職 358. 退職 359. 退職 360. 退職 361. 退職 362. 退職 363. 退職 364. 退職 365. 退職 366. 退職 367. 退職 368. 退職 369. 退職 370. 退職 371. 退職 372. 退職 373. 退職 374. 退職 375. 退職									

記載例
退職（一括徴収）

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へ連絡してから記入してください。										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を							
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から							
	所 在 地	〒 _____										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から							
	フリガナ											_____							
	氏名又は名称											_____							
		担 当 者 連 絡 先	所 属	_____										徴収し、納入するよう連絡済みです。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)					
			氏 名											_____		受給者番号		_____	
			電 話											_____ 内線 ()					
													1. 必要 2. 不要						

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記「ウ」と同額)	左記の 一括徴収した税額は、 11 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理由	1 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の中出があったため 2 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の中出がないため	11 月 9 日	35,000 円	

理 出	3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
	☐ 市町村 職員 本人	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

給与支払報告書 にかかると給与所得者異動届出書 (控用) 特別徴収

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号 上山市長様 令和6年11月5日提出		給与支払者 特別徴収義務者	所在地 〒999-3192 上山市河崎1丁目1-1 フリガナ カブシキガイシャ カミノヤマキカク 氏名又は名称 株式会社 上山企画 個人番号又は法人番号 1234567890123	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度 特別徴収義務者 指定番号 5000001 宛番号 所属 経理 氏名 河崎 算美 電話 023-672-1111 内線 (133)		
給与所得者	フリガナ カミノヤマ カカシ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名 上山 かかし					
	生年月日 昭和60年 1 月 1 日					
	個人番号 987654321098					
	受給者番号 1234					
1月1日現在の住所 上山市河崎1000番地	60,600	6 月から 11 月まで	6 年 10 月 31 日	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の住所 同上	円 25,600 円 35,000 円	10 月まで 5 月まで				

記載例
転勤

1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へ連絡してから記入してください。

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号 新規 法人番号 3456789012345	担当 者 連絡 先	所属 氏名 氏名 電話 023-672-1112 内線 (120)	新しい勤務先へは、月割額 5000 円を 11 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)
	所在地 〒999-3192 上山市河崎4丁目1-5			受給者番号 9870
	フリガナ カミノヤマ カンコウ カブシキガイシャ			納入書の要否 (新しい規定のみに記載)
	氏名又は名称 上山 観光 株式会社			1 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 出	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の中出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の 一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由 出	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

にかかる給与所得者異動届出書（控用）

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号 上山市長様 令和 年 月 日提出		〔 特別徴収 給与支払者 〕 義務者		所在地										特別徴収義務者 法人番号		宛名番号			
				フリガナ										恒連 当絡 者先		所属			
				氏名又は名称												氏名			
				個人番号 又は法人番号															
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) (イ)		異 動 年・月・日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																		
	生年月日 年 月 日																		
	個人番号																		
	受給者番号																		
1月1日 現在の住所																			
異動後の 住 所				門		門		門		年 月 日 月 日 日		1. 特別徴収継続 2. 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合																新しい勤務先へ連絡してから記入してください。																											
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規										法 人 番 号														新しい勤務先へは、月割額 _____円を																
	所 在 地		〒 _____										担 当 者 連 絡 先	所 属	_____										_____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)																		
	フリガナ													氏名																													
	氏名又は名称													電 話	内線 ()										受給者番号																		
																								納入書の要否 (納入の場合は記載)	おからは付く 三人	1. 必要 2. 不要																	

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、	
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の中出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
		月 日	円		

理由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	市町村 は号 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が末徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

給与支払報告書 にかかると所得者異動届出書（提出用）
特 別 徴 収

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号 上 山 市 長 様 令和 年 月 日提出		〔 特別徴収 給与支払者 〕 〔 義務者 〕	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ											宛 名 番 号					
			氏名又は名称											担連 当 絡 者 先	所 属				
			個人番号 又は法人番号															氏 名	
																	電 話	内線（ ）	
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	氏 名																		
	生年月日	年 月 日																	
	個人番号																		
	受給者番号						月 から	月 から	年		1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 定年退職 5. 退職金 6. 退職一時金 7. その他 【 上山・郡山 】		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	1月1日 現在の住所						月 まで	月 まで	月										
異動後の 住 所					円	円	円	日											

1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へ連絡してから記入してください。										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)																
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒										法人番号											受給者番号			
	所 在 地											担 当 者 連 絡 先	所 属											納入書の要否 (無記入の場合は記載)	1. 必要 2. 不要	
	フリガナ												氏 名													
	氏名又は名称												電 話	内線（ ）												

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。									
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の中出がないため	徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)															
		月 日		円															

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄											
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の中出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため																				